

猫の不妊手術料補助金交付要綱

(総則)

第1条 猫の不妊手術に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象猫)

第2条 補助の対象となる猫は、横須賀三浦獣医師会に所属し、又は横須賀市において開業する開業獣医師（以下「開業獣医師」という。）が不妊手術を行った猫のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市内で飼養されている猫であること。
- (2) 健康な猫であること。

(手術の範囲)

第3条 不妊手術の範囲は、避妊及び去勢手術とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避妊手術 1頭につき 3,400円
- (2) 去勢手術 1頭につき 2,100円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする開業獣医師は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて事業実施月の翌月15日までに市長に提出するものとする。ただし、補助の対象となる年度の終了月に限り、4月10日をもって提出期限とする。

- (1) 猫の不妊手術実績一覧表（第1号様式）
- (2) 猫の不妊手術実施結果（第2号様式）
- (3) 猫の不妊手術を実施した旨を証明する書面の写し

(手術料の減額)

第6条 開業獣医師が不妊手術を行った場合の料金は、前条の規定により市から受ける補助金相当額を減じた料金としなければならない。

(精算に係る収支明細書)

第7条 規則第10条に規定する市長が定める書類は、精算に係る収支明細書（第3号様式）とする。

附 則

この要綱は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条第 1 号関係）

猫の不妊手術実績一覧表

年 月分

獣医師

住所

氏名

印

下記のとおり猫の不妊手術を実施しました。

	件 数 件	補 助 単 価 円	補 助 金 額 円
避 妊 手 術			
去 勢 手 術			
計			

第 2 号様式（第 5 条第 2 号関係）

猫の不妊手術実施結果

所有者	住所	横須賀市
	氏名	
	電話	
猫	名称	
	性別	
	種類	
	毛色	
	生年月日	
手術	区分	
	施術日	
	料金	
	市補助金	
	差引負担金	

第3号様式（第7条関係）

精算に係る収支明細書

不妊手術実施件数				補助金額 合計	猫所有者 還元補助 金額	差引残額
避妊件数	補助金額	去勢件数	補助金額			
件	円	件	円	円	円	円